

4 医療費の助成について

(1) 重度心身障害者医療費助成

対象者	持参	申請先
医療保険制度に加入しており次のいずれかに該当するかた ・ 身体障害者手帳1・2級 ・ 身体障害者手帳3級の内部障がい ・ 療育手帳A判定 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級	・ 健康保険情報のわかるもの ・ 各種障害者手帳 ・ 預金通帳	医療 助成係

(2) 後期高齢者医療制度

対象者	持参	申請先
65歳以上で、次のいずれかに該当するかた ・ 身体障害者手帳1～3級、4級の一部分 ・ 療育手帳A判定 ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級	・ 健康保険情報のわかるもの ・ 各種障害者手帳 ・ 預金通帳	医療 助成係

(3) 自立支援医療（更生医療）

対象者	内容	申請先
18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けているかたで身体の障がいを軽減または改善するための医療を受けるかた	指定自立支援医療機関において、障がいを軽減したり、機能を回復するための医療が受けられます。治療にかかった費用は原則として1割の自己負担となりますが、世帯の所得状況などに応じて一月の自己負担上限額が異なります。	福祉係

(4) 自立支援医療（育成医療）

対象者	内容	申請先
保護者が芦別市内に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障がいを有するかた、または、現存する疾患が、当該障がいまたは疾患にかかる医療を行わないときは、将来障がいを残すと認められるかたで、手術などによって障がいの改善が見込まれるかた	指定自立支援医療機関において、必要な医療が受けられます。治療にかかった費用は公費負担されますが、世帯の所得状況などに応じて自己負担があります。	福祉係

(5) じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう
自立支援医療（精神通院医療）

たい しょう しゃ 対 象 者	ない よう 内 容	しんせいさき 申請先
どうごう しつちようしやう ちゆう どく せい せい しん 統合失調症・中毒性精神 びやう ちてきしやう せいしんびやうしつ 病・知的障がい・精神病質そ た せいしんしつかん ゆう いし の他の精神疾患を有し、医師か つういんちりやう つづ ひつよう ら通院治療を続ける必要がある みと と認められたかた	していじりつしえんいりやうきかん つういん 指定自立支援医療機関において、通院によ ひつよう いりやう う ちりやう る必要な医療が受けられます。治療にかか ひよう げんそく わり じ こふたん った費用は原則として1割の自己負担とな りますが、世帯の所得状況などに応じて せたい しょとくじやうきやう おう ひとつき じ こふたんじやうげんがく こと 一月の自己負担上限額が異なります	ふくしかり 福祉係

